## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２８年（フ）第６９０号**
福岡市東区青葉７丁目１番17号
破産者　山崎　久利
１　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
２　一般調査期日　平成28年８月10日午前11時30分
平成28年７月７日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第２５４号**
福岡市博多区板付６丁目１番42―401号、前住所福岡市博多区諸岡３丁目６番11―503号
破産者　川口　信行
１　破産債権の届出期間　平成28年８月４日まで
２　一般調査期日　平成28年９月９日午後２時30分
平成28年７月５日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１５５号**
相模原市緑区相原４丁目24番７号　レオパレスコートアベⅣ105号
破産者　坂本　和子
１　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
２　一般調査期日　平成28年10月４日午後３時30分
平成28年７月６日
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第７２号**
岐阜県土岐市泉町大富1655番地の50
破産者　有限会社ユウハウス
１　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
２　一般調査期日　平成28年９月16日午前10時10分
平成28年７月８日
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２７年（フ）第８２３号**
神戸市兵庫区熊野町５丁目６番12―201号
破産者　新開地ホルモン食堂こと　足立　歳一
１　破産債権の届出期間　平成28年８月12日まで
２　一般調査期日　平成28年９月８日午前10時
平成28年７月７日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５１５９号**
大阪市住之江区中加賀屋２丁目１番18号シャルム東洋　302号、前住所大阪市住之江区御崎１丁目２番25号
破産者　なごみこと鮮魚店「佐藤」こと　佐藤　勝信
１　破産債権の届出期間　平成28年８月18日まで
２　一般調査期日　平成28年９月29日午後２時
平成28年７月11日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２３６号**
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4608番地１、前住所宮崎市大字新名爪８番地65
破産者　串木野勝也
１　破産債権の届出期間　平成28年９月30日まで
２　一般調査期日　平成28年11月25日午前10時
平成28年７月11日　　宮崎地方裁判所破産係

## 免責許可決定

**平成２８年（ラ）第９４号**（原審旭川地方裁判所平成２７年（フ）第２２２号）
千葉県佐倉市西志津１丁目19番10号志津リリエンハイム205（破産開始決定時の住所）旭川市４条通23丁目118番地の６コーポ坂田Ｃ２号室
抗告人（破産者）　島元　隆嘉
１　決定年月日　平成28年６月28日
２　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
札幌高等裁判所第２民事部

## 特別清算開始

**平成２８年（ヒ）第２０５３号**
東京都千代田区麹町２丁目３番地麹町ブレイス８階
清算株式会社　株式会社ライズ
代表清算人　金井　　暁
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算終結

**平成２８年（ヒ）第２０１３号**
東京都中央区八丁堀４丁目１番３号宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル５階Ａ岩崎法律事務所内
清算株式会社　株式会社メガネセンター
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２８年（ヒ）第２０３８号**
東京都板橋区上板橋３丁目８番４―101号
清算株式会社　東邦不動産株式会社
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算協定認可

**平成２８年（ヒ）第２０２３号**
東京都千代田区大手町１丁目８番１号ＫＤＤＩ大手町ビル19階
清算株式会社　株式会社ケイディ
代表清算人　今井　康夫
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
「協定債権」とは、会社法第515条第３項の協定債権のことをいい、かかる協定債権を有する協定債権者を「協定債権者」という。
２　独立行政法人環境再生保全機構に対する保証債務の免除
協定債権のうち清算株式会社が独立行政法人環境再生保全機構に対して負う保証債務については、本協定の認可の決定が確定した日（以下「本協定認可決定確定日」という。）に全額免除を受ける。
３　平成26年３月25日以後の利息及び遅延損害金の免除
清算株式会社は協定債権者から、本協定認可決定確定日に、協定債権のうち平成26年３月25日以後に発生する利息及び遅延損害金の全額について免除を受ける。（以下、前項及び本項による免除分を除いた協定債権を「確定協定債権」という。）。
４　弁済の時期及び方法
清算株式会社は、確定協定債権に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
⑴　弁済原資
本協定認可決定確定日において清算株式会社の保有する現預金から、今後清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、弁済原資とする。
⑵　弁済の方法
上記⑴の弁済原資を、本協定認可決定確定日における各協定債権者の確定協定債権の債権額により按分して、各協定債権者に対する弁済額を算定する（１円未満の端数は切り捨てる。）。
弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
５　残債務の免除
清算株式会社は協定債権者から、前項の弁済の完了時に、前項の弁済後の確定協定債権の残債務全額について免除を受ける。
６　追加弁済
上記４による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、上記４⑵の基準に従い弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

**平成２８年（ヒ）第２０３７号**
東京都中央区京橋２丁目８番５号
清算株式会社　株式会社京橋商事
代表清算人　板橋　一宏
１　決定年月日　平成28年７月８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
（略称）
⑴　株式会社京橋商事　　清算株式会社
⑵　平成28年５月16日（開始決定日の前日）　　基準日
⑶　別表「協定債権弁済額　別表予定表」